

流動化に対応して 「学位認定」をどうするか

国際的な情報ネットワークが不可欠

濱中義隆 大学評価・学位授与機構准教授

複雑で困難になる単位認定や入学資格

高等教育における学生の流動化、すなわち高等教育機関間での学生の移動が活発になると、学生の過去の学修履歴(学歴、取得学位など)をどのように評価するかが重要な課題となってくる。外国からの留学生に限らず、日本人であっても外国の学校を修了した者に対する大学・大学院への入学資格の有無の判定をどのように行うか、あるいは在学中の一定期間、海外に留学した学生に対して、外国の大学での学修成果をどのように単位認定するか、といった問題である。おそらく現状では、こうした問題に各大学は個別に対応しているというのが実態であろう。しかし、入学資格の判定や既修得単位の認定の担当者からは、これらの作業にはかなりの困難があるという声も聞く。よりシステム化された対応策を検討する時期にきているのではないだろうか。

本稿では、筆者が所属する大学評価・学位授与機構(以下、機構とする)における学位授与事業の経験から、流動化する学生の学習履歴をいかにしてチェックするのか、またその際どのような問題を抱えているかを紹介し、さらにシステムとしてどのように対応・解決することが可能であるのかについて考察したい。

I

学位授与機構の制度では

国内は編入と単位互換による一種の「仮想大学」

ところで「なぜ学位授与機構の経験から」なのか。こ

のことを理解していただくためには、機構が行う学位授与制度について簡単に紹介しておく必要がある。

現在、機構が行う学位授与制度には大きく分けて二つの種類がある。一つは、防衛大学校など文部科学省以外の省庁が所管する「大学以外の教育施設」のうち、大学、大学院の教育課程に相当すると認められた課程の修了者に対する学士・修士・博士の学位授与(認定課程修了者に対する学位授与という)。もう一つが短期大学、高等専門学校等の卒業生で、さらに大学の科目等履修生として単位を修得するなど所定の学修を行い大学卒業者と同等以上の学力を有すると認められた者に対する学士の学位授与(単位積み上げ型の学位授与という)である。いずれも学校教育法に定める大学の卒業生以外に対して、高等教育レベルの学習の成果を評価して学位を授与するという点は共通しているものの、その制度的枠組みは全く異なっている。前者は一般の大学と同じように、教育機関としての実体を有する各省庁大学校の教育課程修了者を対象とするのに対して、後者では固有の教育課程は存在せず、個々人により異なる多様な学修履歴とその学修成果を評価することのみにより学位を授与する。

いうまでもなく学生の流動化により大きく関わっているのは、後者の「単位積み上げ型の学位授与」制度である。この制度を、誤解を恐れずさらに単純化するならば、一種の「バーチャルユニバーシティ仮想大学」ということができる。

当機構自らは一切の教育プログラムを提供していない。一般の大学の卒業要件に相当するものとして、専攻ごとに履修すべき授業科目の内容や必要単位数を定めた「修得単位の審査の基準」だけが設定されている。こ

の制度により学士の学位を取得しようとする者(申請者という)は、この「基準」を満たすようにいずれかの大学で単位を修得する。科目等履修生制度を利用して同時に複数の大学で単位を修得することも可能である。つまり、日本国内の全ての大学を一つの巨大な「仮想大学」に見たてて、申請者(=学生)は全国各地の大学(=キャンパス)で随時単位を修得し、学位取得(=卒業)に必要な学修の要件を満たすのである。

申請者は、所要の単位を修得した後、「単位修得証明書」を添付して機構に単位の修得状況を申告するとともに、「学修成果」とよばれるレポート(大学の卒業論文にほぼ相当すると考えてよい)を提出する。機構では、申請者が修得した各々の単位について、各大学の講義概要等を参照して授業科目の内容等を確認し、本当に「基準」を満たすように単位が修得されているかを審査する。この審査は、大学における入学前の既修得単位の認定、単位互換制度による他大学での履修の単位認定に相当するといっただろう。さらに提出されたレポートの内容に関連した小論文試験を課し、レポートの内容および試験の答案から、申請者が大学卒業者と同等以上の学力を有するか否かを審査して、合格者に学士の学位を授与する。審査は専門委員として全国の大学教授が担当しており、大学人の共同体が学位を授与しているとみなせば、国内の大学を一つの「仮想大学」と見たてることも的外れとはいえないだろう。

ただし、この制度を利用できる者を短期大学、高等専門学校の卒業生など、すでに高等教育機関において一定の教育課程を修了した者(=大学の3年次以降に編入できる者)に限定している。これは大学卒業に必要な全ての単位を科目等履修生として修得することは、事実上困難であり、学修の体系性上も問題があるという判断からである。したがって現行制度は、編入学と単位互換のみによって卒業可能な「仮想大学」といってよい。

外国における学修履歴認定の場合

さて以上の説明から、この制度において、申請者が大学への編入学資格を有するかどうかを判定すること、また提出された「単位修得証明書」から過去の学修内容を把握することがきわめて重要であり、業務の中で種々の



問題点に対処する必要があることが理解いただけただけののではないかと思う。もっとも対象が日本国内の学校に限定されるのであれば、編入学資格は学校教育法等によって明確に規定されているし、「単位」についても大学設置基準等において時間数等の定義がなされているので、さほどの困難はない。やはり困難を伴うのは、外国における学修履歴についての判断である。

この制度を利用できる短大、高専を卒業した者に準ずる者として、学位規則上では「外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者が定められている。ただし機構では、この条件に該当する者を、「当該国において学校教育における14年以上の課程として大学への編入学が制度上可能と認められている等に基づき」、日本の短大、高専、専門学校に相当すると認められた課程の修了者に限定している。短期高等教育機関の修業年限だけでなく、そこでの学修が当該国における「トランスファー学士課程」の一部に互換可能であると認められる課程の修了者であるかどうかにより、学士の学位を授与する機構の制度が利用可能であるか否かを判断しているのである。

たとえば、米国の2年制カレッジ(地域アクセディテーションを受けている機関であることは大前提)を修了した者の場合、Associate of Arts(A.A.)、Associate of Science(A.S.)のように米国において一般に大学の学士課程に編入可能な科目の比重が高い課程で準学士(Associate Degree)を取得した者は申請資格ありとするが、職業教

育の比重が高いAssociate of Applied Science (A.A.S.)等を取得した者は申請資格なしとしてきた。米国の場合は、修了証書等に記載された準学士の名称に基づいて、資格の有無の判断を比較的容易にできる部類に入るといってよい。そもそも短期大学から大学への編入という発想自体が米国で発展したものであり、また短期高等教育の修了者に対して学位(準学士)を授与する制度も国際的にみればむしろ例外的だからである。

各国の教育制度と個別教育機関を調査

他の多くの国の学校を修了した者の場合には、その国の高等教育制度がどのようなものであるか、短期高等教育から大学への編入学が法令等に基づいて明確に制度化されているかをまず調べたうえで、申請者が修了した課程がその国の高等教育制度においてどのような位置づけにあるかを提出された修了証明書等から判断することになる。また必要があれば当該校に直接照会をする場合もある。もちろん国、機関によって書式が異なる修了証明書を翻訳し、証明書の真贋を含めてその内容を把握すること自体も容易ではない。しかし、実際により多くの時間を費やしているのは、当該国の教育制度、修了した学校・課程の制度的位置づけを調査することのほうである。

様々な国についての教育制度の調査を機構内だけで行うことは、現有スタッフの構成からいって不可能である。そこで機構の教員で対処できない国に関しては、当該国の教育制度に詳しい研究者を「調査研究協力者」として



アメリカの資格読み替え等を行う民間協議機関「NACES」
http://www.naces.org/

委託し、専門的な見地からの判断を仰いでいる。もちろん留学生の出身国として、あるいは日本人学生の留学先として主要な国については、たとえば文部科学省が発行している『諸外国の学校教育』等の既存資料、当該国の教育省および当該学校の英文ウェブサイトからかなりの情報を得ることができる。それでもなお専門家に調査を委託しているのは、当該国の教育制度の最新動向を把握する必要があるためである。

刻々と変わる制度をチェックする

現在、伝統的な大学セクターと大学以外の高等教育セクターの境界は、日本に限らず多くの国で弾力化しており、かつては短期高等教育から大学への編入は認められなかった国々においても、編入学が次第に制度化されるケースがある。たとえば当機構においては、かつては、中国の短期高等教育の課程(「専科」という)の修了者には申請資格を全く認めていなかったが、中国において全日制の「専科」課程から四年制大学(「本科」という)に編入できる制度(「専昇本」試験という)が定着しつつあることを受けて、申請資格を認めるよう一部取り扱いを改めた。ただし、現在でも夜間部・通信教育部など全日制以外の短期高等教育機関(「成人高等教育機関」という)の「専科」修了者が、学士の学位授与権を有する大学(「本科」)に編入できる制度は一般的ではないため、当機構における申請資格も認めていない。かなり複雑な話になってしまったが、この例からもわかるように、申請者が修了した課程がどのようなものであり、当該国において大学に編入可能であるかを修了証明書から即座に判断することはかなり難しい。一方で申請者に不当に不利にならないように、他方でわが国の学校教育体系との齟齬をきたさないように慎重な判断が求められるのである。

話は変わるが、機構が授与した学位の通用性を確保することも学位授与機関としての重要な責務である。当機構より学士の学位を取得した者が外国の大学院に進学しようとした際などに、この制度がどのようなものであるのかについて、ときどき外国からの照会を受けることがある。

いうまでもなく当機構が授与する学位は、わが国の「学校教育法」に規定された正規の学位である。ただし、「大

学」が学位を授与する」という国際的にみても一般的な了解からすれば、大学以外の機関が学位を授与していることが不思議に思われるのはやむを得ない。そこでこうした照会に対しては、当機構の制度の法令上の位置づけ、先に示した学位取得までのプロセス、審査の方法・正当性等を英文で説明することになる。幸いにしてこうした説明の結果、いわゆるディグリー・ミルのような扱いを受けたことはないようである。

II 個別大学の場合には

外国の学校修了者が大学院に入学するとして

さて、ここまで示してきたことは、教育機関としての実体を持たない「仮想大学」としての機構に特有の問題といえるだろうか。一般の大学においても、学部や大学院の初年次への受け入れに際して入学資格の有無の判定など、同様の問題に遭遇する場面はあろう。ここからは、「仮想大学」での経験を、一般の大学の問題にも敷衍してみたい。

外国の学校修了者の大学院入学資格を例にあげてみよう。学校教育法施行規則では「外国において、学校教育における16年の課程を修了した者」と定められている。しかし、国によっては、教育年数は同じでも非大学セクターに属する学校の修了者には大学院入学資格を認めない場合、あるいは大学を卒業しても成績優秀でなければ学士の学位を取得できず大学院への入学資格を得られない場合などもある。こうした例に該当する学生が入学を希望してきた場合、わが国の大学はどのように対処すべきなのだろうか。

もちろん大学の場合には、入学資格をいくらか弾力的に扱ったとしても、入学試験があり、かつ自ら教育を行うのだから修了を認めるか否かによって、最終的に授与する学位の質は担保できるとする意見にも一理ありそうである。ただし現代社会においては、学位を含む教育資格は、学校教育制度内部においてのみ通用している資格ではなく、社会的・経済的地位の配分システムとしても



ヨーロッパ域内の認定された高等教育機関一覧の情報提供サイト

機能していることを忘れてはならない。誰がどのような教育機会を享受できるかについての決定には高い公正性が求められると同時に、より高次の教育を受けるためには、その前段階となる教育の修了が要求されるため、通常は長い年月をかけた準備を必要とする。こうした学位・教育資格の階梯性を損ねることは、その社会的存在意義を揺るがすことにもなりかねない。

卒業生の学位を外国大学から照会されたとして

もちろん、外国からみて、自国の大学・大学院への入学資格がない学生を、わが国の大学が入学させていると受け取られた場合、入学を許可した大学・大学院の教育水準がどのように見られるのかについても配慮しなくてはならない。

学生の受け入れ時とは反対に、卒業生の留学などに際して、自らが授与する学位の正当性について、外国からの照会を受ける場合もあるだろう。この場合、日本における学位の質保証の仕組み、すなわち大学設置認可制度に関する説明が少なくとも必要であるし、今後は、新たに制度化された「認証評価」の結果についての説明を要することもあるだろう。しかも、学位授与証明書、成績証明書の発行のみならず、これらの説明についても全て英文で行う必要があるかも知れない。

III 3つの提言

しかしながら、入学資格の判断にしる、授与する学位

の正当性の説明にしる、個々の大学が全て独自に行うことはかなりの困難である。当機構においても年間に数件の照会であるため、対応が可能になっているとよい。それではどうすればよいのか。

①専門団体の創設(米国の事例)

こうした問題に最も「組織的」に対応しているのは米国であろう。米国では、高等教育機関への入学、職業資格の取得、企業への就職等を希望する外国での学修経験を有する者に対して、当該国で取得した学位などの教育資格、成績証明書などを米国内での同等の資格等に読み替え認定する業務を行っている非営利・営利団体が複数あり、それらの団体から構成される民間協議会(National Association of Credential Evaluation Services : NACES)も存在している。各大学では入学希望者に対して、これらの団体において外国での学修履歴を米国の制度にあわせてあらかじめ読み替えてもらうことを求めている。実は、先述の当機構の制度に対する照会も、大学から直接行われるのではなく、これらの団体からなされることが多い。つまり、米国ではこれらの団体が諸外国における教育制度の調査を代行しているわけである。もちろんこうした団体が成立し得るのは、それだけ米国では多様な国々からきわめて多数の留学生等を受け入れているからであり、こうした組織をわが国で立ち上げるのは現状では難しい。

②学位相互承認の可能性

入学資格の判定等に「制度的」に対処するには、学位等の相互承認に関する協定を締結することも方策として考えられる。すなわち、国家間で相互の学位・教育資格の対応関係をあらかじめ定めておいて、それに基づいて自動的に入学資格等を判定するのである。しかしながら、EU統合にともない「欧州高等教育圏」の設立を謳うヨーロッパ域内においてさえ学位の相互承認の実現は困難であるという。2国間での相互協定であれ、域内における包括的な協定であれ、そもそも学校教育制度が類似した国家間でなければ教育資格の対応関係をあらかじめ決定することは難しい。まして学位を含めた高等教育における諸資格の場合、教育資格の枠を超えて職業

資格との関係も考慮せねばならず、相互承認を実現するためには様々な社会制度を巻き込んだ調整が必要となるのである。

③情報提供ネットワークの構築

現時点において現実的な対応を考えるとすれば、それは、各大学がアクセス可能な情報提供のネットワークを構築するということになる。先述のように当機構では、外国の学校修了者の資格判定に際して、当該国の教育制度に詳しい専門家の協力を仰いでいる。ただし現実には研究者の個人的なネットワークを頼りに協力を依頼しているという側面は否めない。おそらく多くの大学においても専門的な助言を得るための同様のネットワークを独自に開拓しているのではないだろうか。すでに留学生担当部署等の事務職員を中心に互いに情報を共有するためのネットワーク(メーリングリスト等)が存在しているとも聞いているが、将来的には大学団体等が中心となって、これらのネットワークをより組織化し、各大学が蓄積した情報をより有効活用できるようになることが望ましい。

さらにわが国の学位・教育資格の国際通用性を確保するには、こうしたネットワークを国際的な規模に拡張していくことも求められる。すでにヨーロッパにおいて、域内の各国が共通の枠組みの下に、高等教育制度の概要、評価制度の概要、認定された高等教育機関の一覧などの情報提供を行うポータルサイト(ENIC-NARIC, 詳細は<http://www-enic.naric.net>を参照)を構築していることが知られている。このような国際的な連携事業に参加することも必要となってくる。その前提として、わが国の高等教育制度、各大学の現状を国際的に理解可能な概念・用語で説明する必要があることはいうまでもない。

外国における教育経験を認定する作業は、同時に、自国の教育制度、あるいは実際に各機関が提供している教育を相対化し、検証する作業に通じている。だからこそ、厳密に行おうとすればするほど、困難を生じるのであろう。しかしながら、困難だからといってこうした地道な作業を放棄してしまうことは、自国の教育制度を足下から侵食することでもあるということを最後に記しておきたい。 ■